

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 西川均

年月日	令和3年4月19日（月）				
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL24」 12,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	2月定例議会報告等を行い、意見、要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内容	2月定例議会報告 令和3年度一般会計予算承認可決 新年度予算のポイント コロナ感染要注意! ひとしのひとりごと				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	大和デジタルモーション(合)	¥210,540	企画、編集、印刷	3
	折込料	(株)読宣	¥41,140	@3.10×12,000部 ×1.1+220	2
	※ 90 %充当 251,680円×90% = 合計 226,512円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL24」				

注 発行した広報紙を添付してください。

『3密』を避けましょう！
一人ひとりの行動がとても大事です



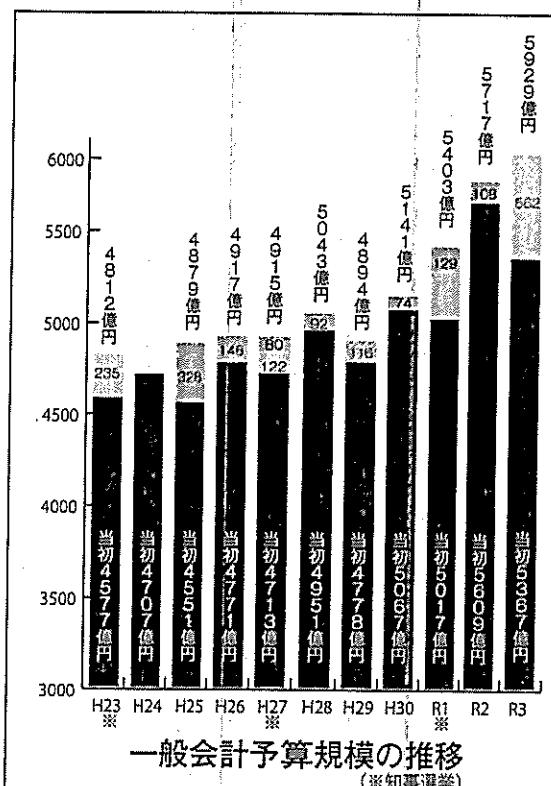
会派·自民党泰良

西川ひとし

奈良県議会議員（葛城市選舉区）

國政報告書

2021年（令和3年）4月發行



主要な一般財源のうち、新型「コロナウイルス感染症の影響により、県税地方消費税清算金、地方譲与税がいずれも減少しています。県税は前年度比22.5%減)、地方消費税清算金は-18.5%減)、地方譲与税

卷六

も6000億円減少しました。地方交付税と臨時財政対策債の合計額は、地方財政計画において、地方税収等が大幅な減収となる中、地方一般財源総額を確保するため増額となつた(これに伴つて202億円増加(同1-1-5より増)となりました。

奈良県議会2月定例会は令和3年度の一般会計予算などを承認可決し、3月24日に閉会いたしました。当初予算は5,366億62百万円と前年に比べて4・3%減少していましたが、議会の開会日には提出された補正予算562億円が追加されたことにより、一般会計の合計予算は5,928億622円となり、前年より3・7%の増加となりました。今回の県政報告はこの新年度予算の中身に迫りたいと思います。

卷三

（同7・0%減）しております。退職者の義務的経費は1,822億円減少

(同43.4%減)になりました。諸市町入は令和2年度に奈良県道路公社から清算金を受け入れた上等により、200億円減少(同57.4%減)しました。なお、財政調整基金の取組として200億円を確保していくおも。

型「口ナウイルス感染症で大きな影響を受けた中小企業等を引き続い 制度融資で支援すること等により、補助費等が142億円増加しています。また、令和2年度に奈良県道路公社清算金収入の一部を活用し地域経済活性化基金へ積み立てたり、3億円減額等により積立金が260億円減少しています。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 西川均

年月日	令和3年7月19日（月）				
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL25」 12,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	6月定例会、一般質問告等を行い、意見、要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の 10%を占めるため。				
内容	6月定例会にて一般質問 青少年のインターネットリテラシー向上について。 金剛・葛城山系の登山道整備について。 県道樅原・新庄線奥田工区の整備の進捗状況について。 国道165号大和高田バイパスの早期整備を。 県政ホットニュース ひとしのひとりごと				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	大和メディア ローション(合)	¥210,540	企画、編集、印刷	29
	折込料	(株)読宣	¥41,140	@3.1×12,000部× 1.1+220	30
※ 90 %充当 251,680円×90% = 合計 226,512円					
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL25」				

注 発行した広報紙を添付してください。

西川ひとし

6/28

6月定例会 一般質問

今般の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられたかたがたに、謹んで哀悼の意を表しますとともに感染されている方々に、心よりお見舞いを申し上げます。また、最前線で治療やワクチン接種にご尽力いただいている医療従事者をはじめ、関係機関の皆さん、感染拡大防止にご協力いただいている県民の皆さんには、衷心から感謝を申し上げる次第でございます。

県政報告 VOL.25 では、6月例会での一般質問の内容をお届けいたします。



会派・自民党奈良

県政レポートVOL.25 2021年（令和3年）8月発行

奈良県議会議員（葛城市選挙区）

問

青少年のインターネットリテラシーの向上について



コロナ禍にあって、オンライン授業の普及など、インターネットの必要性が高まる中、インターネットを介した犯罪、被害者の危険性もあることから、青少年に正しくインターネットを活用されることが必要と考えますが、県として、どのように取り組まれていくのか、お聞かせください。

答 吉田春行
文化くらし創造部長

デジタル社会の加速化とコロナ禍により、教育現場を含め、社会全体でオンライン化が進んでおり、インターネットの利便性が今まで以上に高まる一方、犯罪被害やネットいじめが本県においても発生しております。県では、青少年にインターネットを正しく利用する知識、能力、いわゆるインターネットリテラシーを身に付けてほしいといつ思いから、県内小中学校、高等学校などに専門講師を派遣し、犯罪被害に遭う危険性やSNSに投稿する際の注意事項などを啓発する講習会をこれまでから実施してまいりました。また本年3月には、県内ケーブルテレビ会社と大学生ボランティアの協力を得て作成しました啓発動画をケーブルテレビで放映するほか、県HPでも公開するなど、啓発に努めてまいりました。

今年度は、専門講師による講習会をオンラインでも実施することにして、5月下旬です

問

青少年のインターネットリテラシーの向上について



金剛山・葛城山・二上山など、金剛葛城山系は大阪府と奈良県の府県境にあり、登山道も複数の自治体をまたいで存在しております。広域的な視点から登山道の整備について検討していく必要がありますと考えますが、奈良県として今後どのように取り組んでいくかお聞かせください。

答 塩見浩之
水循環森林景観環境部長

コロナ禍における密を避けた余暇の過ごし方として、身近な自然の中での登山やハイキングなどに注目が集まっています。奈良県の素晴らしい自然を来訪者に満喫していただくため、安心安全な登山道の整備が重要であると認識しております。金剛葛城山系の登山道には、大阪府との県境の尾根筋を縦走するダイヤモンドトレールのほか、麓の各所からダイヤモンドトレールへ接続する登山道があります。ダイヤモンドトレールについては、複数の自治体を通じ、かつ利用者が集中する幹線であることから、県にて整備に取り組んでおります。近年では、令和元年度より、葛城山頂付近から南の水越峠に向かう区間300メートルの整備を実施しており、御所市域の北側部分で擁壁工や舗装工を

金剛葛城山系の登山道整備について

で昨年同期を超える要望を学校から受けております。リテラシーの向上は、インターネットを利用する者すべての課題であると考えておりますが、成長過程にある青少年は、デジタル社会の中でしっかりと倫理を身に付けることが特に重要であると考えております。今後とも、県や市町村の教育委員会、県警察など関係機関と連携しまして、インターネットリテラシーの向上に取り組んでまいりたいと考えております。

答 松本健
県土マネジメント部長

葛城市においては、はじめに工業団地周辺への企業誘致に向けた市道整備に取り組まれており、また県においては地域の交通の利便性を高めるとともに、今後奈良県の産業振興にとって重要な県道権原新庄線の整備を進めていたただいてるところですが、県がはじめに工業団地の東側で実施している県道権原新庄線奥田工区の整備の進捗状況など、今後の見通しについてお聞かせください。

答 原田新庄線奥田工区の整備について

葛城市においては、はじめに工業団地周辺への企業誘致に向けた市道整備に取り組まれており、また県においては地域の交通の利便性を高めるとともに、今後奈良県の産業振興にとって重要な県道権原新庄線の整備を進めていたただいてるところですが、県がはじめに工業団地の東側で実施している県道権原新庄線奥田工区の整備の進捗状況など、今後の見通しについてお聞かせください。

葛城市を経て、大和高田市奥田に至る1.1キロの事業でございます。国道24号や京奈和自動車御所ICから葛城市のはじかみ工業団地へのアクセス向上が期待される中、現在、整備に向けて県が取り組んでおります、御所IC周辺産業集積地へのアクセスも期待しております。奥田工区のうち、葛城市域については改良工事は完了しており、一区間100メートルが共用済でございます。御所市域については用地買収は完了しており、今年度は柳原西交差点の東側部分や、御所市域の北側部分で擁壁工や舗装工を実施する予定でございます。【裏面に続く】

ートルを整備することとしています。

麓からダイヤモンドトレールへ接続する各登山道については、その多くが市町村道、または里道となっており、関係各市町村が整備を担うことになります。県としては、整備が必要な登山道について、市町村からの技術的相談に積極的に応じるとともに、整備に活用できる環境省所管の自然環境整備交付金の確保にも努めているところでございます。

国道165号

大和高田バイパスの早期整備を

要
望

【表面から続く】長引くコロナ禍により、県民の生活は深刻な影響を受けています。これから、コロナ過の終息後には、物流・観光等の経済活動を回復させるための対策にしっかりと取り組むことが重要であり、民間における建設投資の減退を補う観点からも、防災・減災・国土強靭化の推進、道路整備の加速化など、将来に向けた投資に戦略的に取り組む事が必要であると考えます。今後も引き続き、県土強靭化対策を強力に推進するとともに、工業団地や観光地へのアクセス道路や、県民の安心安全を支える道路の整備を進めていく必要があると考えます。

東西交通の大動脈である大和高田バイパスは、南阪奈道路と繋がり奈良県の中南部と大阪中心部の経済圏や関西国際空港へもアクセスするとともに、葛城市・和高田市等における、現国道165号の交通混雑の緩和や、交通安全を目的に計画された道路で、現在、国の機関である奈良国道事務所により事業を進めていたたいていいるところであります。

計画延長、14.4キロのうち、現国道165号の香芝市穴虫から葛城市当麻寺交差点までの北側、約4.9キロが平成7年度に開通し、大和高田バイパスランプの

葛城市太田から、橿原市四条町の県立医科大学前までの高架部も、平成15年度に全線開通しました。これにより大和高田バイパスと南阪奈道路とで、大阪と奈良を結ぶこととなり、関西国際空港等から中南和地域へのアクセスが大幅に向上了したところでございます。このような状況の中で、大和高田バイパスは、大和高田バイパスランプの葛城市太田からの北側、当麻寺交差点までの区間2.3キロのみ未完成となっております。この区間が完成しますと、平行している県道御所香芝線の渋滞緩和が図られるとともに、奈良県の中南部と大阪中心部を結ぶ広域的な道路ネットワークが強化されることで、さらに中南和地域における企業立地が進み、これまで以上に地域が活性化するものと期待しております。

現在、未完成の2.3キロの区間にについて、国は起点側の太田地区から順次用地買収に着手しております。太田地区では約5割の用地買収が完了しているとお聞きをいたしております。一方、終点側の当麻寺においては、県道御所香芝線の交差点形状について、まだ地元の了解が得られていない状況であると聞いております。一刻も早い完成を目指し、今後も奈良国道事務所には、積極的に事業を進めていただきたいと考えているところでございます。

ひとしだこと

○…この県政報告が皆さまのお手元に届く頃には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることと思います。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、延期されていたのですが、いざ開幕となるとすつもんだの議論となり、国論を2分するような勢いでした。

○…いろんな意見があることはまた、健全な民主主義社会であるともいえますが、いずれにしても決定した以上は、今までの事は、今までの事と、割り切り開催を成功へと導く努力も必要ではないかと思います。

○…オリンピックほど派手ではありませんが、奈良県の最北端で行われた奈良市長選も熱い戦いが繰り広げられました。現職に新人4人が挑むという異例の構図となりました。いずれにしても争点である火葬場やゴミ処理施設が今後どうなっていくのか、個人的にも興味深いところです。

○…一方、奈良の南では地域の方々の頑張りによって「にっぽんの宝物 JAPANグランプリ」にて事業者の方々が優秀な成績を認められました。こちらは何も考えずに拍手喝采です。

県政 HOTニュース

五條市に大規模広域防災拠点

県は7月5日、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画」を策定しました。これは「奈良県地域防災計画」等を踏まえ、県が整備する大規模広域防災拠点の在り方や導入すべき機能、施設規模や配置計画、平常時も含めた活用方法などについて、県の基本的な考え方を取りまとめたものです。



2000m級の滑走路も整備する。

今後発生が予想される「南海トラフ地震」や「奈良盆地東縁断層帯地震」など大規模災害に備え、県内のみならず紀伊半島エリアを広くカバーし、救助要員の集結・派遣、救援物資の受け入れ・配達などを担う「奈良県大規模広域防災拠点」の整備を行っています。場所は、紀伊半島の中心に位置し津波被害の心配がないこと、京奈和自動車道をはじめとする紀伊半島アーチルートに近接するなど道路交通アクセスが優れていること、近傍に救急医療を担う医療施設等の立地があることなどを踏まえ、奈良県五條市に整備することとしています。

現行の広域防災拠点(4施設=奈良競輪場、第2浄化センター、消防学校、吉野川浄化センター)は、地震や水害による被災リスクを抱えていることから、災害発生時に有効に機能する新たな広域防災拠点の整備が必要となりました。

的確な災害救援活動のため、大量かつ迅速な人員・物資の輸送を実現し、最新の大型輸送機と多数のヘリコプターが離発着できる2,000m級滑走路や、1万人規模の人員を収容するベースキャンプ・航空機輸送と連携した航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)も設置します。



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

Tel: 0745-69-1234 FAX: 0745-69-7891

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 西川均

年月日	令和3年11月12日（金）			
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL26」 12,000部発行			
対象者	葛城市内			
配布方法	新聞折込			
発行目的	9月定例議会報告等を行い、意見、要望等を求める。			
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。			
内容	9月定例議会報告 一般会計補正予算の承認（ほとんどはコロナウイルス感染防止対策） 12月議会で一般質問を行います 紀伊半島3県（奈良、三重、和歌山）連携公共事業で木材活用 ひとしのひとりごと			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	版下作成 印刷費	大和メディア モーション(合)	¥210,430	企画、編集、印刷
	折込料	(株)読宣	¥41,085	@3.1×12,000部× 1.1+165
※ 90 %充当 251,515円×90% = 合計 226,363円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL26」			

注 発行した広報紙を添付してください。

西川ひとし

県政レポート VOL. 26

2021年（令和3年）11月発行

奈良県議会議員（葛城市選挙区） 会派・自民党奈良

事業名	金額（千円）
新型コロナワクチン接種強化事業	2,870,000
飲食クーポンによる新型コロナワクチン接種促進事業	750,000
PCR検査民間委託事業	124,000
PCR検査公費負担	341,000
感染症医療費公費負担	371,000
感染症患者移送事業	3,300
新型コロナウイルス感染症医療体制整備事業	4,620
新型コロナウイルス感染症医療従事者特殊勤務手当補助事業	468,000
生活福祉資金貸付原資造成補助金	2,480,000
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	65,000
飲食店等営業時間短縮協力金市町村支援事業	247,000

「口子支援補正予算の内容（別表①）」

この町定例会は10月22日～23日開会し、205億円の一般会計補正予算などを含む21件の議案を承認しました。補正予算のほとんどは新型コロナウイルス感染防止対策になつていて、ワクチンの接種強化に28億円を計上しています。また、飲食クーポンによる新型コロナワクチン接種促進事業を新たに設けまし

た。これはワクチン接種済みの県民に、感染防止対策を認証した飲食店で利用できる3000円のクーポン券を20万人に配布してくださいます。気候も例年とは違ったケースが増えていますので、体調管理には気を配つてください。また、新型コロナウイルス感染者の数も減りつつあることはいえ、油断はできません。引き続き感染防止に努めることが大切です。マスク着用を続けていただきたいと思います。今回の県政報告の予算は町定例会の内容についての報告させていただきま

飲食クーポンで ワクチン接種を促進

一方、代表質問では同じ会派の中村昭議員が「公共交通の今後の維持・充実のあり方」について質問しています。荒井正吾知事は「地域公共交通は県民と観光客の移動ニーズを支える必要不可欠なサービスであり、公共交通の今後の維持・充実は重要な課題として、これまで、ノンステップバスの導入や鉄道駅のバリアフリー化などを支援してきた」とし、「人口減少、高齢化によって鉄道事業者は経営的に厳しくなっている。事業者にまかせきりでは公共交通の維持が難しい」とじつ考証明らかにしました。そのうえで「地域が公共交通の

た。これはワクチン接種済みの県民に、感染防止対策を認証した飲食店で利用できる3000円のクーポン券を20万人に配布するものです。これに併わる予算は7億5千万円となっています。そのほか、生活福祉資金や新型コロナウイルス感染による生活困窮者の支援、飲食店の時短営業協力金などの予算を計上しています。新型コロナウイルス感染症対策の予算は別表①の通りです。

一方、代表質問では同じ会派の中村昭議員が「公共交通の今後の維持・充実のあり方」について質問しています。荒井正吾知事は「地域公共交通は県民と観光客の移動ニーズを支える必要不可欠なサービスであり、公共交通の今後の維持・充実は重要な課題として、これまで、ノンステップバスの導入や鉄道駅のバリアフリー化などを支援してきた」とし、「人口減少、高齢化によって鉄道事業者は経営的に厳しくなっている。事業者にまかせきりでは公共交通の維持が難しい」とじつ考証明らかにしました。そのうえで「地域が公共交通の

運営に参画し、地域で支える時代がきた」として、地域公共交通基本基本計画の見直しにも着手する考えを示しました。

一般質問では乾洁之議員が「限られた土地の有効活用」について知事に質問をしていましたので、一部ご紹介いたします。荒井知事は「奈良が大阪のベッドタウンとして発展してきた」とから、土地の用途の割合は住宅系となっており、「全国の比率」と述べました。県の生産額をあげる商業、工業の利用が極端に少ないことから、「都市、農地、森林などの各分野の有識者で奈良県の土地利用に関する懇談会を開いた」とことを明らかにしました。そのうえで、土地は所有から利用へといふ流れになつていることを踏まえ、「農地をプロジェクト用地とする」とことを上げました。農地面積は減りますが、「特定農業振興ゾーンの取り組みにより、農産物の出荷額は従前を上回るよう工夫したい」と述べるなど、奈良県独自の土地利用についてじつじつ強い決意を示されました。

12月議会で一般質問を行います。
地域の課題を取り上げ、地域の発展につながるよう取り組みますのでよろしくお願ひいたします。



運営に参画し、地域で支える時代がきた」として、地域公共交通基本基本計画の見直しにも着手する考えを示しました。

一般質問では乾洁之議員が「限られた土地の有効活用」について知事に質問をしていましたので、一部ご紹介いたします。荒井知事は「奈良が大阪のベッドタウンとして発展してきた」とから、土地の用途の割合は住宅系となっており、「全国の比率」と述べました。県の生産額をあげる商業、工業の利用が極端に少ないことから、「都市、農地、森林などの各分野の有識者で奈良県の土地利用に関する懇談会を開いた」とことを明らかにしました。そのうえで、土地は所有から利用へといふ流れになつていることを踏まえ、「農地をプロジェクト用地とする」とことを上げました。農地面積は減りますが、「特定農業振興ゾーンの取り組みにより、農産物の出荷額は従前を上回るよう工夫したい」と述べるなど、奈良県独自の土地利用についてじつじつ強い決意を示されました。

県政 HOT ニュース

紀伊半島の3県連携

公共事業で木材活用

「第15回紀伊半島三県議会交流会議」が

7月21日（水）、三重県多気郡大台町園の3の「奥伊勢フォレストピア」で開催され、奈良県からは私と同じ会派所属議長の荻田義雄議員をはじめ7人の県議会議員が参加しました。

三県、和歌山県からもそれぞれ7人の議員が参加し、合計21人にて「紀伊半島の豊かな自然をいかしたワーケーションに関する情報発信」「紀伊半島アンカールートの整備促進」「公共事業における木材の活用」など3つのテーマについて意見を交わし連携していくことで合意しました。

▽ワーケーションの推進について

紀伊半島三県なりではの豊かな自然を生かしたワーケーションに関する情報発信などの取組状況について報告がなされました。また中山間地域における持続可能なワーケーションの取組み、受入環境整備や企業と連携したビジネス創出に向けた課題等をどのように解決していくかについて意見が出されました。ワーケーションの取組みを進めるにあたっての課題や意見等に関する情報共有を図り、受け入れ環境の整備に要する補助金等の支援制度の拡充について、三県議会が連携して早急に国に要望していくことで合意しました。

▽紀伊半島アンカールートの整備促進による国土強靭化及び地方創生の推進について

道路整備に必要な予算の確保や事業の推進についての国への要望の取組状況、近畿自動車

道紀勢線、国道168号・169号をはじめとした幹線道路の機能強化・ミニシングルリンクの解消に向けた整備促進の取組、用地買収の取組などについて意見が出されました。

今後、紀伊半島の観光振興や地域活性化、

防災対策などの取組を進めていくうえで欠かせない「紀伊半島アンカールート」の早期整備に向け、東日本大震災及び紀伊半島大水害から10年を迎える今、三県議会が連携して国に要望していくことなどで合意しました。

▽公共事業における木材の活用について

公共建築物などの木材利用における三県の現状や課題、利用基準や県産材利用促進に関する木造・木質化の取組等について意見が出されました。今後、地域の実情に応じた木材の公共利用や公共建築物等への木材利用の促進をさらに各県執行部に働きかけていくため、今後も三県議会で、紀伊半島三県の観光に資する道路の景観向上と県産材産業振興の観点から、木製ガードレールの採用等について施工事例や課題等の情報共有を図り、意見交換していくとともに、輸入材の制限や人材育成について、国に対しても要望していくことで合意しました。



連携して取り組みます！

ひとしのひとりごと

○…コロナ感染者の数もようやく減ってきています。ワクチン接種の効果もあつたことと思いますが、突然変異による新株が出たり、あるいはワクチンを接種しても感染するブレークスルー感染もあつたりと、なお予断は許さない状況です。街ではマスクをしない方々も増えてきていますが、再び感染が拡大するか予測がつきません。ワクチンを接種しても、マスク着用および手指の消毒は日ごろから徹底すべき事柄になっています。

○…一方、各方面から緊急事態宣言すべきとの声にも負けず、「荒井大仏」とも揶揄されながら我が道を貫き通したのが荒井知事です。賛否両論はあるかと思いますが、緊急事態宣言をしなかったという結果だけみれば素晴らしい成果です。大阪のベッドタウンになっているということを踏まえて、緊急事態宣言は効果がないという先見性に賛辞を贈りたいところです。マスコミは何もしなかつた

奈良県のことを面白おかしく記事にしていましたが、結果が大事です。ある意味、新しい奈良モデルを示していました。

○…話題は変わって、あわただしいうちに衆議院選挙も終了いたしました。大阪では維新の勢いが増し、立民は影が薄くなり、そしてわが自民党もぼろ苦い結果となりました。時代は刻々と変化し、それに対応できる見識と様々な事象に対応できる能力が政治家には求められますが、「口だけでは誰もついてこない」という証左かもしれません。

○…改革といえば何か耳障りがよく、世の中が変わるものではないかという期待をもたれるかもしれません。でも改革には痛みが伴うことも忘れてはいけません。その痛みもしつかり伝えることが大事ですし、マスコミも報道すべきではないでしょうか。

知事の先見性に感服



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 西川均

年月日	令和4年1月21日（金）			
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL27」 12,000部発行			
対象者	葛城市内			
配布方法	新聞折込			
発行目的	11月定例議会報告等を行い、意見、要望等を求める。			
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の 10%を占めるため。			
内容	要望 奈良県社会教育センターの葛城市での活用について 11月定例議会報告 観光的一大拠点として発展を目指す ワールドマスター ゲームズ 2021 の開催について コロナの影響を受けた県内企業の現状とその解決の取り組みについて 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例改正について			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	版下作成 印刷費	大和メディア コミュニケーション(合)	¥210,100	企画、編集、印刷
	折込料	(株)読宣	¥41,085	@3.1×12,000部× 1.1+165
※ 90 %充当 251,185円×90% = 合計 226,066円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL27」			

注 発行した広報紙を添付してください。

新年あけましておめでとうございます。オミクロン株の感染拡大不安をはじめ先行きが不透明ななかで新年を迎えることとなりました。みなさまにおかれましては、引き続いだ新型コロナウイルス感染症予防に努めていただきたいと願っております。また、昨今はインターネットを中心とした詐欺、フェイクニュースなどが溢れおり、より慎重な判断が大切です。今回の県政報告では昨年12月9日に行なった一般質問を掲載しています。



今回の一般質問の最後に葛城市内にある「奈良県社会教育センター」の土地や建物を活用したまちづくりの取組みについて要望をあげていますので、最初にご紹介したいと思います。

要望

奈良県社会教育センターの葛城市での活用について要望をさせていただきます。奈良県社会教育センターは今年4月1日より休館し、葛城市での活用が協議されているところあります。土地と施設を葛城市的地元で活用できないかということですが、非常にまとまった土地であり、葛城市的地元でこのようならまとめた土地を簡単に手に入れることができないことを考えると、葛城市は県有地のまま借り受けるのではなく、積極的に譲渡を受け、市の財産とすべきと私は考えております。しかしながら、この施設は県が運用されていても、稼働率が15%から16%を維持するに留まっており、施設の老朽化や利便性の低下で現状の維持管理が難しくなったので、葛城市に譲渡するのでは、問題を葛城市に転嫁するだけになってしまいます。そこで、奈良県社会教育センターの土地や建物を活用した具体的なまちづくりの取組みが必要になってくるのではないか。是非、県からも町づくりについて、主体は葛城市ではありますが、技術的な支援や国の補助金の提示など具体的なアドバイスを継続的にいただけるような支援をお願いをいたしたいと思います。これについては、要望にさせていただきます。

奈良県社会教育センターにつきましては、知事さんと私どもの正副議長とも会わ

について要望をさせていただきます。奈良県社会教育センターは今年4月1日より休館し、葛城市での活用が協議されているところあります。土地と施設を葛城市的地元で活用できないかということですが、非常にまとまった土地であり、葛城市的地元でこのようならまとめた土地を簡単に手に入れることができないことを考えると、葛城市は県有地のまま借り受けるのではなく、積極的に譲渡を受け、市の財産とすべきと私は考えております。しかしながら、この施設は県が運用されていても、稼働率が15%から16%を維持するに留まっており、施設の老朽化や利便性の低下で現状の維持管理が難しくなったので、葛城市に譲渡するのでは、問題を葛城市に転嫁するだけになってしまいます。そこで、奈良県社会教育センターの土地や建物を活用した具体的なまちづくりの取組みが必要になってくるのではないか。是非、県からも町づくりについて、主体は葛城市ではありますが、技術的な支援や国の補助金の提示など具体的なアドバイスを継続的にいただけるような支援をお願いをいたしたいと思います。これについては、要望にさせていただきます。



観光の一大拠点として発展を目指す

これを核として葛城市的観光、そしてまた前回の一般質問でもお願いをいたしました、ダイヤモンドトレイル、金剛葛城山の関係、当麻寺などを観光と捉えて、一大拠点として、葛城市的発展を目指すの

おるわけでございますけれども、あのそばに「道の駅かつらぎ」というのがございまほろばキッチンさんが、約16億ということでおなじく、丹下トリでござりますけれども、平群町の「くまがしの道の駅」、奈良県でよく流行っている、お客様も多いという話を聞いておつたわけでございますけれども、私が調べさせていただきましたところの資料から、奈良県でも2番に入るという道の駅でござります。

せていただいた時からお願いを申し上げておるわけでございますけれども、あのそばに「道の駅かつらぎ」というのがございまほろばキッチンさんが、約16億ということでおなじく、丹下トリでござりますけれども、平群町の「くまがしの道の駅」、奈良県でよく流行っている、お客様も多いという話を聞いておつたわけでございますけれども、私が調べさせていただきましたところの資料から、奈良県でも2番に入るという道の駅でござります。

問 ワールドマスターズゲームズ2021開催について

吉田春行
文化暮らし創造部長

ワールドマスターズゲームズ2021関西は、当初、今年の5月に開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で再延期されると聞いていますが、新たな会期の見通しについて、お答えいただきたいと思います。また、県は引き続き、開催に向け取組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

ワールドマスターズゲームズ2021関西は、当初、今年の5月に開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で再延期によりまして、来年5月に1年延期となつております。本県では、葛城市で網引競技を、吉野町でカヌー競技を実施する予定で、競技会場の整備や出場選手のエントリー受付、ボランティアの確保など、受け入れ態勢を整えてきたところでござります。しかし、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めないため、開催を再延期することが妥当と判断されたところでござります。大会の開催は、少し先になる見込みではございますが、大会の開催を契機に、年齢や生活スタイルに関わらず、県民を感じ、多くの方が運動・スポーツに関心をもつて取組めることを期待しております。引き続き、葛城市・吉野町と連携しながら、大会の開催に向け、しっかりと取組んでもいます。

葛城市にぜひともサポートを頂きまして、奈良県とのまちづくりの締結、更なる葛城市的発展にご尽力賜りたいということをお願い申上げます。

問
――
「口子の影響を受けた県内企業
の取引活動の現状とその解決に
向けた取り組みについて
お伺いいたします。」

問の取引活動の現状とそ の課題について

「コロナの影響を受けた県内企業の取引活動の現状とその解決に向けた取り組みについて

象に、県内企業とのサプライチェーンの強化、再構築の可能性や、海外拠点の国内回帰等の意向について、来年1月に調査する。

人口減少、高齢化社会が進行するこれからにおいて、道路や上下水道などのインフラは効率化が求められます。何より重要なのは次の世代が、本当によかつたと思える街づくりを進めてることであり、今までに土地利用の考え方について、転換期を迎えているのではないでしょうか。

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の長期化により、国民全体の生活様式が大きく変わり、県内企業の操業環境や、県内外との取引も大きな影響を受けております。県では、昨年12月に製造業を中心とした県内外の企業4000社を対象に、新型コロナウイルス感染症にかかる影響を把握するためのアンケート調査を行いました。その結果、回答のあつた868社のうち、7割以上の企業で販売量が減少していることが分かりました。またアフターコロナを見据え、今後、安定した操業を行う上で、重要なと考える取組みについて、との設問には、「仕入れ先、販売先の拡大」を挙げた

企業が5%・5%にのぼる一方で、取引拡大に向けた具体的な取組みには至っていないという状況も明らかになりました。この調査結果を踏まえ、従来から取組んでおりました、県内企業同士を中心とした取引拡大の支援に加え、今後は県外企業への働きかけも必要と考えております。具体的には、県内企業と取引面で補完関係を構築できる可能性のある県外企業や海外に主要な生産拠点を持つ企業など1000社を対

問 都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例改正について

一 都市計画法に基づく開発許可の 基準に関する条例改正について

いて都市計画法が改正され、この条例に基づく指定区域内に土砂災害警戒区域や、洪水浸水想定区域など、洪水ハザードエリアを含めないことが法律上、明確化されました。これらのことから、県では現在、当該条例の改正を検討してございます。改正の主な内容としまして、一点目は、指定区域から災害ハザードエリアを除外することであります。二点目は、今後の土地利用状況を勘案し、指定区域の範囲が、既存集落の機能維持に必要な面積に対していたづらに広くならないよう、基準を見直すものでござります。今後詳細についてさらに検討を加え、2月県議会での条例改正案の提出を目指す方針でござります。

問 市町村の実情に合わせて柔軟な対応をお願いしたい
都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例の改正についてでござりますけれども、私は見直しについては賛同をさせていただくわけでございますけれども、今後進めていく中において、市町村における見直し作業が地域の実情に合わせて柔軟に対応いただきたいなどというのをお願い申し上げるわけでございますけれども、4月1日からの施行ということでおざいますが、一定の猶予期間をもつていただきれるかなどつかなというのをお伺いいたしたい。

区域企画部
地域デザイン振興局長



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

〒639-2141 奈良市井之庄58-2
TEL 0745-69-1234 FAX 0745-59-7891

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 西川均

年月日	令和3年4月30日 他			
表題	県政報告ホームページ 「愛する郷土をもっと元気に県民の喜びを生きがいとして」			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める。			
按分率の説明	按分率 50% 葛城市、その他へのリンクの為			
内容	議会報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算 領収書番号
	開設制作費 保守料	大和メテイア7°モーション(合)	¥34,635	開設、制作保守料 48回分割払 9
	"	"	¥34,635	" 17
	"	"	¥34,635	" 26
	"	"	¥34,635	" 37
	"	"	¥34,635	" 45
	"	"	¥34,635	" 53
	"	"	¥34,635	" 63
	"	"	¥34,635	" 75
	"	"	¥34,635	" 86
	"	"	¥34,635	" 94
	"	"	¥34,635	" 102
	"	"	¥34,635	" 112
	※ 50 %充当 17,317円×12= 207,804円			
備考	ホームページアドレス : http://www.hitoshi-nishikawa.com 添付資料ホームページ制作業務委託契約書			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

西川ひとし（以下「甲」という。）と大和メディアプロモーション合同会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
 2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタライズ）。
 3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの手配。
 4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
- ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日よりも遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 支払い方法

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙の見積書に定める通りとする。
3. 料金の支払条件は、割賦払いとする。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 11 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 12 条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記 1 の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第 13 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 14 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一

方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 15 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第 14 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第 16 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 17 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 18 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 19 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。

2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失效時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年8月30日

甲

西川均

〒520-0034 奈良市舟之庄58-2



乙

大和メディアプロモーション合同会社

事務所:〒633-0062 桜井市栗殿72南2F

本店:〒571-0013 大阪府門真市千石東町1-1

TEL/FAX 0744-45-1016 e-mail:info@daiwamedia.jp



西川ひとし 様

〒639-2141

葛城市弁之庄58-2 西川ひとし事務所

TEL 0745-69-1234

発行日： 2019/5/11



大和メディアプロモーション合同会社
代表社員 坂部星吾

〒633-0062

住所：桜井市粟殿72 南2F

TEL/FAX:0744-45-1061

E-mail info@daiwamedia.jp

見積No.: 20190507-n1

見積日：2019/5/10

御見積書

下記の通り御見積申し上げます。

額	額
額	額
額	額

見積有効期限： 2019/6/30

お支払い条件：銀行振り込み

見積金額明細

品目	内容	単位	数量	単位	合計
ディレクション	ヒアリング・企画・調査		200,000	1	200,000
デザイン	トップページ		100,000	1	100,000
	下層ページ		15,000	12	180,000
コーディング	トップページ		50,000	1	50,000
	下層ページ		10,000	12	120,000
サーバー・ドメイン			20,000	1	20,000
コンテンツ制作	動画(撮影・編集)		300,000	1	300,000
	CG		100,000	1	100,000
システム	構築		100,000	1	100,000
管理	運用・システム保守		100,000	1	100,000
	更新料		5,000	48	240,000

合計	¥1,510,000
消費税(8%)	¥120,800
税込合計	¥1,630,800

備考

第11号様式の12(第5条関係)

令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 西川 均

① 雇用者	氏名 住所	電話番号
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
④ 職務内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務	
⑤ 給料(賃金)	¥300,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)	
⑥ 按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / / ■職務内容による場合 () → 按分率 1/2 政務活動+後援会活動	
⑥ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/>雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/>賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/>租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/>社会保険関係書類 	
⑦ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑧ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月 31日まで		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> パートタイム <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> その他 ()		
就業場所	奈良県葛城市弁之庄 58-2		
仕事内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	午前 9時 00分から午後 6時 00分まで (休憩: 正午から午後 1時)		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆		
休暇	年次有給休暇		
賃金	基本賃金 月給 300,000 円 日給 円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円		
	賃金締切日 (毎月末日) 賃金支払日 (毎月末日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	労災保険 雇用保険 健康保険		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 3年 4月 1日

雇用者 奈良県議会議員 西川 均

被雇用者 [REDACTED]

政務活動補助業務賃金台帳（令和3年度）

【議員名 西川 均】

雇用者氏名	■■■■■	住所	生年月日	性別				雇入年月日	2020/7/1
				4月	5月	6月	7月		
労働日数	21日	18日	22日	21日	20日	20日	20日	20日	20日
労働時間数	168.00h	176.00h	168.00h	160.00h	160.00h	160.00h	160.00h	160.00h	152.00h
時間外労働									144.00h
休日労働									176.00h
深夜労働									
店本給	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
時間外手当									
通勤手当(報酬)									
通勤手当(非報酬)									
報酬合計	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
非課税合計	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
支給額	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
健康保険料	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
介護保険料									
厚生年金保険料									
雇用保険保険料	900	900	900	900	900	900	900	900	900
社会保険料合計	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900
課税対象額	284,100	284,100	284,100	284,100	284,100	284,100	284,100	284,100	284,100
所得税	7,710	7,820	7,820	7,820	7,820	7,820	7,820	7,820	7,820
市町村民税									
所得税置付									
控除額合計	23,610	23,720	29,420	28,620	28,620	28,620	25,420	28,620	28,620
差引き支給額	276,390	276,280	270,580	271,380	271,380	271,380	274,580	271,380	271,380
領收印									

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

領收証書									
(給与所得控除・退職慰労金等の 所得控除算定額等(字))									
支 手 球 手 月 日 人 員 職 業 税 金 通 用 税									
区 分	年	月	日	月	日	人	員	業	税 金
俸給・給料等 (賞与(休憩料含む))	平成30年3月15日	~	3月16日	~	3月17日	~	3月18日	~	3月19日
日雇労務者の 賃金									
退職手当等									
税理士等の 報酬									
役員賞与									
同上の中折 確定年月日									
年次調整による 不足税額									
年未調整による 超過税額 ▲									
本 税									
延 滞 税									
合 計 額									
摘要									
国庫金 納期特例分									
支 手 球 手 月 日 人 員 職 業 税 金 通 用 税									
(電話番号0774-61-1234)									
住所(所在地) カツラキヨシ ヘンノミヨウ 58-2									
被扶養者 姓(名) 二郎 姓(名) カワヒトヨ									
様(備考)									
摘要									
1-03405-05252740-1 (20-03317) H									

(領收印) **領收済(10)** **3. 6. 29** **大和信用金庫
新正支店**
左記の合計額を領收しました。

◎ 日本銀行(本店・支店・代理店・機関代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領收印が押されている方が確実がめください。

